

○富山市地域特別賃貸住宅条例施行規則

平成17年4月1日

富山市規則第236号

改正 平成20年3月31日富山市規則第43号

平成21年3月31日富山市規則第38号

平成25年3月29日富山市規則第37号

平成27年3月30日富山市規則第24号

平成28年3月31日富山市規則第47号

平成28年12月28日富山市規則第107号

(趣旨)

第1条 この規則は、富山市地域特別賃貸住宅条例（平成17年富山市条例第247号。以下「条例」という。）第31条の規定に基づき、条例の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(入居者の所得基準)

第3条 条例第6条第2号に規定する所得の基準は、15万8,000円以上48万7,000円以下とする。

(住宅等)

第3条の2 条例第6条第5号に規定する住宅等は、次に掲げるものとする。

- (1) 富山市営住宅条例（平成17年富山市条例第244号）第2条第1号に規定する市営住宅
- (2) 富山市賃貸住宅及び賃貸店舗の設置・管理に関する条例（平成17年富山市条例第245号）第2条第1号又は第2号に規定する賃貸住宅又は賃貸店舗
- (3) 富山市特定公共賃貸住宅条例（平成17年富山市条例第246号）第2条第1号に規定する特定公共賃貸住宅

(4) 富山市稲代住宅条例（平成17年富山市条例第248号）第1条
に規定する富山市稲代住宅
（入居の申込み）

第4条 条例第7条第1項に規定する入居の申込みは、地域特別賃貸住宅入居申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出して行わなければならない。

- (1) 申込みをする者及び同居親族の収入を証する書類
 - (2) 扶養親族を確認できる書類
 - (3) 市町村税の納税証明書
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- （入居決定の通知）

第5条 市長は、条例第7条第2項及び第9条第2項の規定により入居者を決定したときは、地域特別賃貸住宅入居決定通知書により当該入居決定者に通知するものとする。

（連帯保証人）

第6条 条例第10条第1項第1号に規定する連帯保証人は、入居決定者と同程度以上の収入を有するものとする。

（請書）

第7条 条例第10条第1項第1号に規定する請書は、地域特別賃貸住宅使用請書（様式第2号）によるものとする。

2 前項の請書には、前条の要件を満たす連帯保証人1人以上の印鑑登録証明書及び収入を証する書類を添えなければならない。

（連帯保証人の変更又は追加の申請）

第8条 入居者は、前条第2項の連帯保証人を変更又は追加しようとするときは、地域特別賃貸住宅連帯保証人変更・追加申請書（様式第3号）に地域特別賃貸住宅使用請書（様式第2号）及び同項に規定する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（入居手続の延期の申請）

第9条 条例第10条第2項の規定により入居の手続を延長しようとする者は、地域特別賃貸住宅の入居の決定のあった日から10日以内に、地域特別賃貸住宅入居手続延期申請書（様式第4号）により市長に申請しなければならない。

（同居の承認の申請）

第10条 条例第11条の規定による承認を受けようとする者は、地域特別賃貸住宅同居承認申請書（様式第5号）に同居しようとする者の収入を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（入居の承継の申請）

第11条 条例第12条の規定による承認を受けようとする者は、承継の理由となるべき事実の発生した日から30日以内に、地域特別賃貸住宅入居承継申請書（様式第6号）に地域特別賃貸住宅使用請書（様式第2号）及び当該承継の理由となるべき事実が明らかとなる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（同居親族の異動の届出）

第12条 入居者は、出生、死亡又は転出により同居親族に異動が生じたときは、速やかに、その旨を地域特別賃貸住宅同居親族異動届（様式第7号）により市長に届け出なければならない。

（家賃）

第13条 条例第13条第1項に規定する家賃は、月を単位とし、次の表のとおりとする。

名称	しゅん工年 度	構造	住宅の区分及び1 戸当たり床面積（m ² ）	戸数	家賃（円）
井田団地	昭和62年	中層耐火	2DK	4戸	44,000
			55.9		
			3DK	2戸	51,000
			69.6		

2 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を同居させる場合における前項の規定の適用については、同項の表中「44, 000」とあるのは「40, 400」と、「51, 000」とあるのは「46, 900」とする。

3 市長は、条例第13条第2項の規定により家賃を変更するときは、家賃を変更する期日及びその額その他必要な事項を入居者に通知するものとする。

(家賃の減免又は徴収猶予の申請)

第14条 条例第15条に規定する家賃の減免又は徴収猶予を受けようとする者は、地域特別賃貸住宅家賃減免・徴収猶予申請書(様式第8号)に減免又は徴収猶予を必要とする理由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(損傷又は破損の届出)

第15条 地域特別賃貸住宅に損傷又は破損が生じた場合において、当該損傷又は破損の修繕に要する費用が条例第18条第1項の規定により市の負担となるものと認められるときは、入居者は、速やかに当該損傷又は破損を住宅管理人を経由して市長に届け出なければならない。

(不在の届出)

第16条 条例第22条の規定による届出は、地域特別賃貸住宅不在届(様式第9号)を地域特別賃貸住宅を使用しなくなる前日までに市長に提出して行わなければならない。

(用途一部変更の承認の申請)

第17条 条例第24条ただし書の規定による承認を受けようとする者は、地域特別賃貸住宅用途一部変更承認申請書(様式第10号)に用途を変更しようとする部分の設計図を添えて、市長に提出しなければならない。

(模様替え又は増築の承認の申請)

第18条 条例第25条第1項ただし書の規定による承認を受けようと

する者は、地域特別賃貸住宅模様替え・増築承認申請書（様式第11号）に該当する部分の平面図及び配置図を添えて、市長に提出しなければならない。

（明渡しの届出）

第19条 条例第26条の規定により地域特別賃貸住宅を明け渡そうとする者は、地域特別賃貸住宅明渡届（様式第12号）により市長に届け出なければならない。

（住宅監理員）

第20条 条例第28条に規定する住宅監理員は、土木事務所建設課長をもって充てるものとする。

（住宅検査員証）

第21条 条例第29条第3項に規定する身分を示す証票は、地域特別賃貸住宅検査員証（様式第13号）による。

（細則）

第22条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の八尾町地域特別賃貸住宅条例施行規則（昭和62年八尾町規則第287号）（次項において「合併前の規則」という。）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この規則の施行の際、現に合併前の規則により家賃等の減額若しくは免除又は徴収猶予を申請している者に係る家賃等の減額若しくは免除又は徴収猶予の基準等は、なお合併前の規則の例による。

附 則（平成20年3月31日富山市規則第43号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日 富山市規則第 38 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の富山市地域特別賃貸住宅条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に入居の申込みをした者について適用し、同日前に入居の申込みをした者については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日 富山市規則第 37 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、様式第 1 号の改正規定、様式第 2 号の改正規定、様式第 3 号及び様式第 4 号の改正規定、様式第 5 号の改正規定、様式第 6 号から様式第 9 号までの改正規定、様式第 10 号の改正規定並びに様式第 11 号及び様式第 12 号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 30 日 富山市規則第 24 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日 富山市規則第 47 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 12 月 28 日 富山市規則第 107 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

地域特別賃貸住宅入居申込書

年 月 日

(宛先) 富山市長

住 所
申請者 氏 名
電 話 ()

次のとおり入居を申し込みます。

希望する地域特別賃貸住宅
団地

入 居 予 定 者			
フリガナ	続柄	生 年 月 日	住 所
氏名	本人	年 月 日	〒 電 話
		障 害 (有・無)	
勤 務 先	勤 務 先 住 所		就 労 年 月 日
			年 月 日
フリガナ	続柄	生 年 月 日	住 所
氏名		年 月 日	〒 電 話
		障 害 (有・無)	
勤 務 先	勤 務 先 住 所		就 労 年 月 日
			年 月 日
フリガナ	続柄	生 年 月 日	住 所
氏名		年 月 日	〒 電 話
		障 害 (有・無)	
勤 務 先	勤 務 先 住 所		就 労 年 月 日
			年 月 日

添付書類

- 1 申込みをする者及び同居親族の収入を証する書類
- 2 扶養親族を確認できる書類
- 3 市町村税の納税証明書
- 4 その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第7条、第8条、第11条関係)

地域特別賃貸住宅使用請書

年 月 日

(宛先)富山市長

入居者住所
氏名 印
住所
連帯保証人氏名 印
電話 ()
勤務先
電話 ()
入居者との続柄
住所
連帯保証人氏名 印
電話 ()
勤務先
電話 ()
入居者との続柄

次の地域特別賃貸住宅の使用については、富山市地域特別賃貸住宅条例及び富山市地域特別賃貸住宅条例施行規則に規定する事項を堅く守ります。

また、連帯保証人は、家賃その他の入居者の一切の債務について連帯の責めを負いません。

住宅名	地域特別賃貸住宅	団地	号棟	号室
所在地				
家賃	月額	円		
共益費	月額	円		
敷金	円			
入居指定日	年 月 日			

添付書類 連帯保証人の印鑑登録証明書(発行後3月以内のもの)及び収入を証する書類

様式第3号(第8条関係)

地域特別賃貸住宅連帯保証人変更・追加申請書

年 月 日

(宛先)富山市長

住 宅 名	地域特別賃貸住宅	団地	号棟	号室
入 居 者		㊟	電 話	—

連帯保証人の変更・追加の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

記

1 変更・追加の理由

2 変更前の連帯保証人

(1) 住 所

(2) 氏 名

3 変更後又は追加する連帯保証人

連帯保証人として入居者 (地域特別賃貸住宅 団地 号棟
号室)の入居に関する責務については、入居者と連帯して責めを負います。

現 住 所	
氏 名	㊟
生 年 月 日	年 月 日
職業及び勤務先	
入居者との関係	電話 ()

添付書類

- 1 地域特別賃貸住宅使用請書
- 2 その他市長が必要と認める書類

様式第4号(第9条関係)

地域特別賃貸住宅入居手続延期申請書

年 月 日

(宛先)富山市長

住所
申請者 氏名
電話 ()

住 宅 名	地域特別賃貸住宅	団地	号棟	号室
所 在 地				
入居指定日	年 月 日			

上記の地域特別賃貸住宅の入居手続の延期を申請します。

記

1 入居手続の延期の理由

2 入居予定日

様式第5号(第10条関係)

地域特別賃貸住宅同居承認申請書

年 月 日

(宛先)富山市長

住 宅 名	地域特別賃貸住宅	団地	号棟	号室
入 居 者		電 話	()	

上記住宅に次の者を同居させたいので、申請します。なお、富山市地域特別賃貸住宅条例、富山市地域特別賃貸住宅条例施行規則及びこれらに基づく指示・命令を堅く守り、住宅を返還する場合は、同居者も同時に退去させることを誓約します。

現入居者世帯人員	人	同居人員	人	計	人
同 居 し よ う と す る 者					
氏 名	続 柄	生 年 月 日	勤 務 先 (勤務先住所)		
			電話 ()		
			電話 ()		
			電話 ()		
同 居 す る 理 由 (具体的に)					

添付書類 同居しようとする者の収入を証する書類

様式第6号(第11条関係)

地域特別賃貸住宅入居承継申請書

年 月 日

(宛先) 富山市長

申請者 使用者の氏名 (変更前) ①
使用者の氏名 (変更後) ①

入居の承継の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

1 地域特別賃貸住宅

住 宅 名	地域特別賃貸住宅	団地	号棟	号室
-------	----------	----	----	----

2 変更の理由

--

3 変更後の使用者

氏 名	続 柄	生 年 月 日	勤 務 先 の 名 称 (年 収)
	本 人	年 月 日	(千円)
		年 月 日	(千円)
		年 月 日	(千円)

添付書類

- 1 地域特別賃貸住宅使用請書
- 2 承継の理由となるべき事実が明らかとなる書類
- 3 地域特別賃貸住宅同居親族異動届
- 4 その他市長が必要と認める書類

様式第7号(第12条関係)

地域特別賃貸住宅同居親族異動届

年 月 日

(宛先)富山市長

地域特別賃貸住宅 団地 号棟 号室
入居者の氏名

入居家族に異動があったので、次のとおり届け出ます。

異動者の氏名	使用者との続柄	異動年月日	異動の事由	転出先の住所 (転出の場合のみ)
			出生 死亡 転出	
			出生 死亡 転出	
			出生 死亡 転出	
			出生 死亡 転出	

事務処理欄

様式第8号(第14条関係)

地域特別賃貸住宅家賃減免・徴収猶予申請書

年 月 日

(宛先) 富山市長

住 所
申請者 地域特別賃貸住宅 団地 号棟 号室
氏 名 ㊟

地域特別賃貸住宅の家賃の(減免・徴収猶予)を受けたいので、次のとおり申請します。

1 家賃

家賃	月 額	円
	減免申請額	円
	徴収猶予申請額	円
減免又は徴収猶予申請期間	年 月分から 年 月分まで	
減免又は徴収猶予を必要とする理由		

2 世帯の状況

氏 名	続 柄	年 齢	職 業	月 収
	本 人			千円
				千円
				千円
				千円
				千円
				千円

添付書類 減免又は徴収猶予を必要とする理由を証する書類

様式第9号(第16条関係)

地域特別賃貸住宅不在届

年 月 日

(宛先)富山市長

届出者 地域特別賃貸住宅 団地 号棟 号室
氏 名

地域特別賃貸住宅を15日以上空家にしますので、次のとおり届け出ます。

空家にする期間	年 月 日から (日間) 年 月 日まで		
空家にする理由			
連絡先	住 所		
	勤務先	電 話	()

様式第10号(第17条関係)

地域特別賃貸住宅用途一部変更承認申請書

年 月 日

(宛先) 富山市長

地域特別賃貸住宅 団地 号棟 号室
申請者 氏 名 ㊟
電 話

住宅の用途の一部変更の承認を受けたいので、次のとおり申請します。なお、用途の一部を変更するに当たっては、富山市地域特別賃貸住宅条例、富山市地域特別賃貸住宅条例施行規則及びこれらに基づく指示・命令を堅く守り、近隣の居住者に迷惑を及ぼさないよう誓約します。

地域特別賃貸住宅		地域特別賃貸住宅	団地	号棟	号室
		構造	造	面積	m ²
用途	変更前				
	変更後				
用途変更の期間		年 月 日から 年 月 日まで (月間)			
用途変更の理由					

添付書類 用途を変更しようとする部分の設計図

様式第11号(第18条関係)

地域特別賃貸住宅模様替え・増築承認申請書

年 月 日

(宛先)富山市長

地域特別賃貸住宅 団地 号棟 号室
申請者 氏 名 ①
電 話

地域特別賃貸住宅の模様替え・増築の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

模様替え・増築の用途等	用 途	
	面 積	m ²
	構 造	
	施 工 者 名	
工 事 の 施 工 期 間		
模 様 替 え ・ 増 築 の 理 由		

添付書類 該当する部分の平面図及び配置図

様式第12号(第19条関係)

地域特別賃貸住宅明渡届

年 月 日

(宛先)富山市長

届出者 地域特別賃貸住宅 団地 号棟 号室
氏 名

地域特別賃貸住宅を明け渡しますので、次のとおり届け出ます。

明 渡 し の 日	年 月 日		
明 渡 し の 理 由	1 住宅新築等	2 民間借家	3 公営住宅
	4 住替え	5 移転(建替え・住戸改良)	6 親族と同居
	7 死亡	8 その他()	
転居先の住所	電話 ()		
勤務先又は連絡先	電話 ()		
家賃滞納	有 無	有 ・ 無	
	有の場合の措置状況		
増築物等	有 無	有 ・ 無	
	有の場合の措置状況		
住 宅 の 損 傷	有 無	有 ・ 無	
	有の場合の措置状況		

様式第13号(第21条関係)

(表)

第	号	年	月	日	交付
地域特別賃貸住宅検査員証					
所 属					
氏 名					
生年月日					
富山市長					印

8cm

6cm

(裏)

注意事項

- 1 この証票は、地域特別賃貸住宅の立入検査を行う場合には、必ず携帯しなければならない。
- 2 この証票は、関係人の請求があったときは、いつでも提示しなければならない。
- 3 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。